

令和7年度 第1回 財産管理処分委員会 審査概要

開催日時 及び場所	令和7年8月25日（月）10:00～11:30 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室3 /オンライン	
出席委員	世界陸上財団 事務次長（委員長） 弁護士 公認会計士 世界陸上財団 総務部長 世界陸上財団 財務部長	遠松 秀将 原澤 敦美 黒石 匡昭 田近 隆 川口 貴史
	(敬称略・5名)	
案件1	投てき器具の無償譲渡	
処分方法	無償譲渡	
審査案件（無償譲渡案件）	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の負担金を活用して取得した投てき器具について、大会終了後、地域スポーツの振興を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、東京都へ無償譲渡する。 ○対象財産 投てき器具（円盤、ハンマー、やり） ○財産の区分 物品（備品） ○処分先 東京都（港湾局） ○処分先の選定方法 東京都において譲渡希望調査を実施し、引渡予定部署を選定 ○処分先における使用目的 世界陸上大会終了後、都立施設でスポーツ振興を目的として使用することを想定している。

案件 2	競技用備品の無償譲渡
処分方法	無償譲渡
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の負担金を活用して取得した競技用備品について、大会終了後、地域スポーツの振興を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、東京都へ無償譲渡する。 ○対象財産 競技用備品（ハーダル運搬車、棒高跳用マット等） ○財産の区分 物品（備品） ○処分先 東京都（スポーツ推進本部、港湾局、建設局、教育庁） ○処分先の選定方法 東京都において譲渡希望調査を実施し、引渡予定部署を選定 ○処分先における使用目的 世界陸上大会終了後、都立施設でスポーツ振興を目的として使用することを想定している。
	案件 3
	ウエイト機器の無償譲渡
	処分方法
	無償譲渡
	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の負担金を活用して取得したウエイト機器について、大会終了後、地域スポーツの振興を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、東京都へ無償譲渡する。 ○対象財産 ウエイト機器（スクワットラック、レッグプレスマシン等） ○財産の区分 物品（備品） ○処分先 東京都（スポーツ推進本部、教育庁） ○処分先の選定方法 東京都において譲渡希望調査を実施し、引渡予定部署を選定 ○処分先における使用目的 世界陸上大会終了後、都立施設でスポーツ振興を目的として使用することを想定している。

案件 4	業務用エアコンの無償譲渡
処分方法	無償譲渡
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の負担金を活用して取得した業務用エアコンについて、大会終了後、快適な施設環境の整備を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、東京都へ譲渡する。 ○対象財産 業務用エアコン ○財産の区分 物品（備品） ○処分先 東京都（港湾局） ○処分先の選定方法 東京都において譲渡希望調査を実施し、引渡予定部署を選定 ○処分先における使用目的 世界陸上大会終了後、快適な施設環境の整備を目的として使用することを想定している。
	<p>案件 5 落雷抑制型避雷設備の無償譲渡</p>
処分方法	無償譲渡
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の負担金を活用して取得した落雷抑制型避雷設備について、大会終了後、公用として施設の安全確保を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、東京都へ譲渡する。 ○対象財産 落雷抑制型避雷設備 ○財産の区分 物品（備品） ○処分先 東京都（建設局） ○処分先の選定方法 都側で関係局への意向照会を実施し、当該部署を選定 ○処分先における使用目的 世界陸上大会終了後、都有施設である代々木公園陸上競技場において公共用として施設の安全確保を目的とすることを想定している。

案件 6	東京2025世界陸上マスコット（りくワン）銅像の無償譲渡
処分方法	無償譲渡
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京2025世界陸上マスコット（りくワン）銅像について、大会終了後、大会レガシーの継承と地域スポーツの振興を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ譲渡する。 ※その後の調整により、12月22日に第2回財産管理処分委員会に再付議 ○ 対象財産 　　東京2025世界陸上マスコット（りくワン）銅像 ○ 財産の区分 　　物品（備品） ○ 処分先 　　独立行政法人日本スポーツ振興センター ○ 処分先の選定方法 　　対象財産について、財団において譲渡希望調査を実施し、引渡先を選定 ○ 処分先における使用目的 　　世界陸上大会終了後、開催地である国立競技場において、大会のレガシーの継承とスポーツ振興を目的として使用することを想定している。
案件 7	医療備品の無償譲渡
処分方法	無償譲渡
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の負担金を活用して取得した医療備品について、大会終了後、公用の施設の安全確保を図るため、都の「財産処分承認基準」に基づき、東京都へ譲渡する。 ○ 対象財産 　　医療備品（スクーピーストレッチャー、脚付きストレッチャーなど） ○ 貢献の区分 　　物品（備品） ○ 処分先 　　東京都（スポーツ推進本部、港湾局、教育庁） ○ 処分先の選定方法 　　東京都において譲渡希望調査を実施し、引渡予定部署を選定 ○ 処分先における使用目的 　　世界陸上大会終了後、都立施設で公共用の施設の安全確保を図ることを想定している。

案件 8	医薬品の廃棄
処分方法	廃棄
概要	<p>○未使用の医薬品について、医薬品を授与する上での条件に必要な薬機法の販売業許可を受けていないため、大会終了後廃棄する。</p> <p>○対象財産 医薬品（アセトアミノフェン、グルコース等）</p> <p>○財産の区分 物品（消耗品）</p> <p>○処分方法の選択理由 有償譲渡、無償譲渡を実施する場合、薬機法上、医薬品販売業の許可が必要であるが、許可を受けていないため廃棄を選択</p>
	案件 9 医療用消耗品の廃棄
	処分方法 廃棄
	<p>○未使用の医療用消耗品について、医療用消耗品を授与する上での条件に必要な薬機法の販売業許可を受けていないため、大会終了後廃棄する。</p> <p>○対象財産 医療用消耗品（電子体温計、パルスオキシメーター、血圧計等）</p> <p>○財産の区分 物品（消耗品）</p> <p>○処分方法の選択理由 医療機器については、有償譲渡、無償譲渡を実施する場合、薬機法上販売業の許可が必要であるが、許可を受けていないため廃棄を選択</p>
審査結果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 案件 1～7について、無償譲渡案件（処分方法・処分先等）の審査を実施し、了承された。 ➤ 案件 8～9について、廃棄案件（処分方法等）の審査を実施し、了承された。

(案件 1について)

○黒石委員

公益財団法人として、東京都以外のスポーツ施設にも声かけをする必要性はないのか。都を優先でよいか。

⇒ 事務局

本件は、東京都の負担金を活用して取得した財産であり、東京都で譲渡希望等を確認し、後利用の意向が確認できている物品について、購入による調達を行うということで調整を進めたものである。

(案件 2について)

○黒石委員

物品の譲渡先だが、教育庁については、特定の高校に譲渡するのか。

⇒ 所管部

譲渡希望のある高校に譲渡する。物品の受け入れ先があることを踏まえて、調達方法をリース等ではなく、購入としている。

(案件 3について)

特段の意見なし

(案件 4について)

○原澤委員

物品の輸送費用は財団が負担するのか。

⇒ 所管部

財団が負担する予定である。

(案件 5について)

特段の意見なし

(案件6について)

○黒石委員

東京都以外への無償譲渡について、公平に公募して譲渡先を決めるという考えはないのか。譲渡先をJSCと決めるには、その理由を明確にすることが必要である。

⇒ 所管部

マスコット銅像は、大会レガシーとして活用する観点から、大会が開催された国立競技場と一緒にとして設置・管理されることが望ましいと考え、JSCに譲渡を打診した。他の団体への譲渡というご意見もあるが、特段ほかの団体からこの銅像を引き取りたいという希望はなかった。

⇒ 黒石委員

大会レガシーの継承と地域スポーツの振興という思いが入っているということで理解した。

(案件7について)

○原澤委員

民法上は無償譲渡でも契約書を交わすと撤回ができなくなってしまうため、契約書を交わしてしまうと譲渡前に対象物に滅失や毀損があった場合は譲渡者がその責任を負うことになるが、今回の一連の無償譲渡対象物について大会で滅失や毀損があった場合は、財団がその責任を負うことになるのか。

⇒ 事務局

財団で、無償譲渡の標準契約書を定めており、第6条に引渡前の棄損、汚損、滅失に係る免責事項の規定がある。器具の損傷度合にもよるが、そのまま引き渡して使える場合もあれば、全く使えない場合があるので、契約書に基づいて譲渡先と調整を行うことになっている。

(案件8について)

○原澤委員

薬機法上、医薬品を譲渡可能とするためには薬剤師を配置する必要があり、その費用と廃棄費用を比較して経済合理性の観点から廃棄するということであるが、そもそも薬機法が医薬品の譲渡を認めない理由は医薬品の安全性確保であることから、医薬品を廃棄することに関しては、安全性という観点からも説明し、対外的な理解を得るようにしていただきたい。

委員の
主な意見
(要旨)

(案件9について)

○原澤委員

今回の廃棄の対象は高度管理医療機器と管理医療機器だけで、一般医療機器に関してはどうするのか。

⇒ 所管部

一般医療機器については、大会終了後に未使用のものについて、適切に処分方法を検討する。今回は、高度管理医療機器と管理医療機器のみが廃棄の対象である。